

様式第6号（その1）（第7条関係）

入札監視委員会審議概要

（定例会議）

開催日及び場所	平成29年7月5日 大矢野庁舎2階 庁議室	
出席委員氏名	林委員 渡辺委員 山本委員 岩井委員 森山委員	
審議対象期間	平成28年10月1日から平成29年3月31日まで	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	1件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
委員からの意見、質問及びそれに対する回答	意見及び質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	

議事及び質問等	回答
<p>1. 入札及び契約手続きの運用状況報告</p> <p>(1)平成29年度上天草市建設工事等指名方針等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度指名方針及び平成29・30年度格付基準について、変更点を中心に説明した。 ・格付ランクのA1等級とA2等級の差は特定建設業許可と一般建設業許可の違いか。 ・指名方針の工事の規模類(等級別発注金額)の見直しを行った理由は何か。 <p>(2)入札状況報告 (H26年度～H28年度下半期分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札結果の推移(資料1)及び入札契約方式別総括表(資料2)にて状況を報告した。 <p>(質問:なし)</p> <p>(3)指名停止の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止の運用状況(資料3)にて状況を報告した。 <p>(質問:なし)</p> <p>2. 抽出事案の理由及び経緯等の審議</p> <p>(1)抽出結果報告(当番委員による抽出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札方式別の発注件数の割合を考慮したうえで、落札金額が比較的高かった工事及び落札率が比較的低かった工事等を抽出されたことを報告した。 <p>(2)抽出事案審議</p> <p>①中南小学校特別教室棟その他解体工事</p>	<p>回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設業許可と一般建設業許可の違いであり、その他技術者(1級・2級)の人数も関係してくることを説明した。 ・過去6年間の発注状況を検証した結果、各等級の業者数と発注件数の割合に不均衡が生じていたためであることを説明した。

<p>○抽出事案説明書に基づき条件付一般競争入札における参加資格要件等について説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の工事の落札率は、何%ぐらいが基準になっているのか。 ・落札率が低ければ低いほど、発注者側は良いと思うが、なぜ、入札結果表の一番低い金額ではないのか。 <p>②湊大橋補修工事</p> <p>○抽出事案説明書に基づき業者選定の考え方等について説明した。 (質問:なし)</p> <p>③市道寺尾大手原線舗装工事</p> <p>○抽出事案説明書に基づき業者選定の考え方等について説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3工区のうち、第2工区が施工されなかった理由について落札率が低かったことに関連性があるのか。 ・第2工区が施工されていないにも拘らず、落札価格(契約金額)の変更がされていないということは、低い落札率で落札されたため、第2工区が施工されなかったのではないかとも考えられるが、なぜそうなったのか。 ・工事の変更はどこが決めるのか。 <p>④永目地区公園整備(土木)工事</p> <p>○抽出事案説明書に基づき業者選定の考え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・落札率に基準はないが、平成28年度の平均落札率が96.6%となっていることを説明した。 ・本市においては、品質の確保の面から最低制限価格を導入している。その最低制限価格は案件ごとに設定し、その価格以上で最も低い金額で入札した者が落札者となる。この案件の場合は、最低制限価格を下回っているため失格となることを説明した。 <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低かったことから第2工区を行わなかったということではないことを説明した。 ・実際、工事の施行中に現場状況が設計書と異なる場合があり、その場合は当初の設計書の内容を変更することがある。この案件の場合は、施行中における警察との協議により、第1工区の区画線の追加施工が必要となっており、その工事費の増額分については、第2工区を未施工にした減額分に対応していることを説明した。 ・事業課(担当課)が決定することを説明した。
---	---

<p>方等について説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者選定において、地域における施工特性の把握の5業者はどこか。 ・案件ごとに地域性により数業者、それ以外で数業者選定としてあるが分からない。 ・同じ業者が複数の箇所を工事することは可能か。 ・辞退の他に棄権とあるがどういうことか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・志水建設、寺中設備、堂下工務店、大栄住宅、吉田組上天草営業所の5業者であることを説明した。 ・施工箇所(場所)によって、地域性による業者数は異なることを説明した。 ・対応できる技術者の人数がいれば可能であることを説明した。 ・電子入札システムにより通知を行い、それに対し、意思表示がなかった場合が棄権となることを説明した。
<p>⑤阿村排水機場ポンプ施設修繕工事</p> <p>○抽出事案説明書に基づき業者選定の考え方等について説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約により1者から見積もりを徴取してあるが、専門業者が行うため落札率が高くなると思われるが 80%と低いのはなぜか。 ・そもそも予定価格は、専門的なことも勘案して設定されているはずなのに、確かに通常の落札率と比べて差が大きい。予定価格は何に基づいて算出されたのか。 ・入札書比較価格とは何処から算出されたものか。 ・落札率が高いものと低いものがあるのは工事の種類によって違うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市担当課において、予定価格を算出するために設計書を作成するが、その作成に当たりメーカーから参考見積書を徴し、その直接工事費に相当の諸経費率を乗じた額を設計額とし、その価格が予定価格となっている。この案件の場合は、参考見積書の諸経費と市の設計書の諸経費の率の違いで予定価格と落札額とに差が生じたことによるものであることを説明した。 ・前回答と同様に、予定価格を算出するためにメーカーから参考見積書を徴し、その直接工事費に相当の諸経費率を乗じた額を設計額とし、その価格が予定価格となっていることを説明した。 ・予定価格から消費税分を抜いた価格であることを説明した。 ・落札率は工事の種類によって違うのではなく、それぞれの案件ごとに違うことを説明した。

<p>・最低制限価格は、約20%を引いた額と考えてよいか。</p> <p>3. 二次苦情処理について</p> <p>○該当ない旨を説明。</p>	<p>・最低制限価格は、案件ごとに計算を行い算出するため、約20%を引いた額と考えることは適当ではなく、それぞれ違うことを説明した。</p>
---	--